

伯監第32号
令和5年2月27日

伯耆町長 森安 保 様

伯耆町監査委員 井上 望

伯耆町監査委員 細田 栄



監査結果報告書

標記の結果を次のとおり報告する。

記

1 監査の種類 監査基準第2条第1項第2号 行政監査

2 監査の概要

①監査実施日 令和5年2月21日

②対象及び期間及び所管課（地域整備課）、提出資料（資産台帳データ添付省略）
・水道事業会計資産管理状況

③着眼点

法令等及び議決並びに予算等に基づいて行われているか確認。

3 検査の結果及び意見

資産台帳データおよび長期前受金の収益化の手続きについて監査したところ、一般会計からの繰入金の基準内繰入れ（起債償還分）は、長期前受金の一般会計等繰入金勘定で受けて収益化処理がされているが、単年度での収益計上処理への変更が必要ではないか。

現在の会計処理を続けると、起債及び償還が続く限り長期前受金（負債）が増加し続け、決算書上の累積損失は解消されない。

「参考：総務省地方公営企業会計基準見直しQ&A 債却資産の減価償却費と一般会計等繰入金の額との差が重要でないときは、長期前受金に整理することなく収益化できる。（改正後地方公営企業法施行規則第21条第3項ただし書き）」

4 合議により決定することができなかった事項 なし